

流教ス第70号
令和4年1月14日

流山市生涯学習審議会
会長 土屋 薫 様

流山市教育委員会



東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール
開放及び東部公民館駐車場の拡張について(諮問)

流山市生涯学習審議会条例(平成20年3月24日条例第6号)第2
条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の御意見をいただきたく
諮問します。

記

1 諮問内容

「東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開
放及び東部公民館駐車場の拡張について」貴審議会の意見を求める
ものです。

2 諮問理由

東部市民プールは、市民の健全なる身体の増進と健康的な生活の向
上を図ることを目的として、昭和58(1983)年に建設され、長
年にわたり市民の皆さまから親しまれてきた一方、年々利用者数が減
少するとともに、建設後38年が経過し、老朽化対策として、これま
でにプール槽やプールサイドの塗装などの改修を行ってきました。

令和3年度には、ろ過機が故障したことから、急遽プールの開放を
中止し、代替として近隣の東小学校のプールを開放することで対応し
ました。

また、東部市民プールに隣接する東部公民館では、駐車場不足が顕
在化しており、その解決も求められているところです。

このような状況を踏まえ、今後の東部地域におけるプールのあり方
や課題の解決に向けて、市として、方針を検討することになったもの
です。